

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 政令で指定する生活関連物資等としての米穀の指定の解除等

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等を米穀とする規定を削除するとともに、これに伴い、米穀の転売の禁止及びこれに関する罰則に係る規定を削除する。（第一条、第二条及び第七条関係）

2 施行期日等

（1）この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

（2）この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備する。（附則第二項及び第三項関係）